

農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○その他（農業水利施設）

2 事業概要

農業水利施設の老朽化にきめ細かく対応して長寿命化を図るほか、水管理や維持管理の省力化に資する対策や、施設の機能低下による災害発生を未然に防ぐ対策工事費の一部を支援します。

3 利用対象者

地方公共団体、土地改良区・県土連

4 支援内容

(1) 補助要件

- ・長寿命化・防災減災整備計画に基づいて実施される対策工事
- ・総事業費2,000千円以上、受益者2者以上
- ・事業期間3年以内（ため池の整備を行う場合は5年以内）

(2) 対象経費：対策工事費

(3) 補助率：64%（6法*指定地域69%）

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法、半島振興法

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2) 担当（係）名：水利施設整備担当

(3) 電話番号：023-630-2497

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：計画調整担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8388
最上総合支庁農村計画課 0233-29-1340
置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057
庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553

緊急農村防災対策事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○その他（防災）

2 事業概要

農業水利施設の点検等で確認された施設の異常に起因する災害を防止するための対策工事費の一部を支援します。

3 利用対象者

農業協同組合、土地改良区、地方公共団体

4 支援内容

(1) 補助要件：受益戸数2戸以上、事業費2,000千円以上

(2) 対象経費：対策工事費

(3) 補助率：54%（6法*指定地域59%）

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法、半島振興法

(4) 補助上限額：5,000千円

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2) 担当（係）名：防災担当

(3) 電話番号：023-630-2559

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：地域保全担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8394

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1344

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5716

農地災害復旧事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○その他（災害復旧）

2 事業概要

異常な天然現象（豪雨、洪水、暴風、高潮、地すべり、地震、その他）によって被災した農地（水田、畑等）の復旧工事費の一部を支援します。

3 利用対象者

農業協同組合、土地改良区、地方公共団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- ・ 1箇所工事費が400千円以上
- ・ 異常な天然現象によって被災した農地であること（雨量、水位、風速等の一定の基準有り）

(2) 対象経費：復旧工事費

(3) 補助率：50%

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5) その他（補助率の上乗せについて）：

対象農地の受益者が負担する額や激甚指定等により、補助率を上乗せする場合有り

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県 庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2) 担当（係）名：防災担当

(3) 電話番号：023-630-2559

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：地域保全担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8394
最上総合支庁農村計画課 0233-29-1345
置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055
庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5716

農業用施設災害復旧事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○その他（災害復旧）

2 事業概要

異常な天然現象（豪雨、洪水、暴風、高潮、地すべり、地震、その他）によって被災した農業用施設（用排水路、ため池、頭首工、揚水機、農業用道路、その他）の復旧工事費の一部を支援します。

3 利用対象者

農業協同組合、土地改良区、地方公共団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- ・ 1箇所工事費が400千円以上
- ・ 異常な天然現象によって被災した農業用施設であること（雨量、水位、風速等の一定の基準有り）

(2) 対象経費：復旧工事費

(3) 補助率：65%

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5) その他（補助率の上乗せについて）：

対象施設の受益者が負担する額や激甚指定等により、補助率を上乗せする場合有り

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2) 担当（係）名：防災担当

(3) 電話番号：023-630-2559

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：地域保全担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8394

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1345

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5716